



良好な水環境の保全と活用に向けた制度に 関連する法令の概要

令和8年6月30日

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 (令和6年法律第18号、地域生物多様性増進法)

ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※¹の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※²の設定促進が必要。
- また、企業経営においても、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる

※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
- ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。

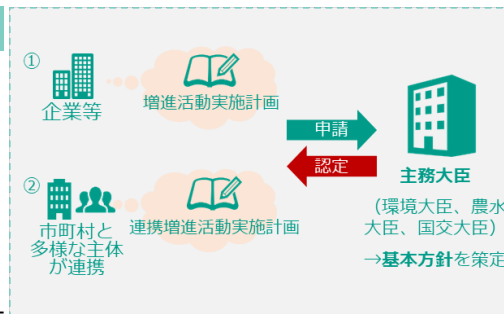
➤ ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。

（2）生物多様性維持協定

➤ ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

- （1）（独法）環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- （2）生物多様性地域連携促進法の廃止



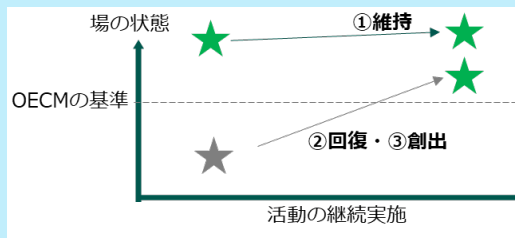
地域生物多様性増進法に基づく「自然共生サイト」について

- 環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを開始し、令和7年3月末時点で328か所を認定。
- ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進するため、「地域生物多様性増進法」が令和7年4月1日に施行。自然共生サイト相当の生物多様性が豊かな場所を維持する活動に加え、管理放棄地等において生物多様性を回復・創出する活動も認定の対象に。
- 従前制度における認定に加えて、令和8年3月末時点での自然共生サイトは合計569か所。
- 申請主体は企業が約半数で、地方公共団体やNPO等様々な主体が参画。

＜自然共生サイトの経緯＞

2020年 12月 検討開始
 2022年 4月 30by30ロードマップ公表
 12月 昆明・モントリオール生物多様性
 枠組（30by30目標含む）採択
 2023年 4月 自然共生サイト制度の開始
 10月 自然共生サイトの初認定
 2024年 4月 地域生物多様性増進法成立
 2025年 4月 地域生物多様性増進法施行
 9月 令和7年度第1回認定
 12月 令和7年度第2回認定
 2026年 3月 令和7年度第3回認定

＜新法のポイント＞

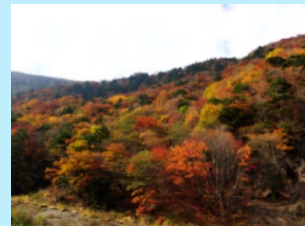


- ①維持については自然共生サイト相当の活動（申請時点でOECDの基準を満たすもの）を想定。
 ②回復及び③創出については、活動計画の実施を通じて、将来的にOECDの基準を満たすような場所となるような取組を想定。

＜認定された「自然共生サイト」の例＞



盛岡セイコー工業 わくわくの森・
わくわくトープ（岩手県）



日本製紙 鳳凰社有林
（山梨県）



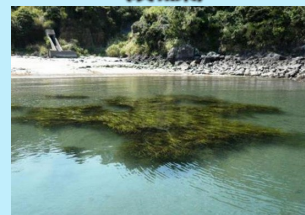
コウノトリ育む祥雲寺水田と
ピオトープ（兵庫県）



つくばこどもの森保育園
（茨城県）



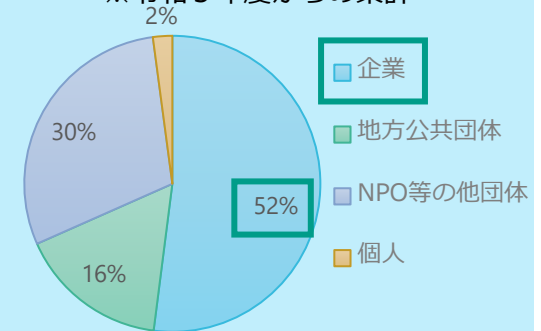
三井住友海上駿河台緑地
（東京都）



山川の海のゆりかご
（鹿児島県）

＜申請主体の内訳＞

※令和5年度からの累計



＜令和7年度第1回認定式の様子＞



令和7年9月30日、東京

水循環基本法の概要

水循環基本法（平成26年4月2日公布、7月1日施行 一部改正：令和3年6月16日公布・施行）のポイント

1. 水循環に関する施策を推進するため、**水循環政策本部**を設置
2. 水循環施策の実施にあたり**基本理念**を明確化
3. 国、地方公共団体、事業者、国民といった**水循環関係者の責務**を明確化
4. **水循環基本計画**の策定
5. 水循環施策推進のための**基本的施策**を明確化

水循環政策本部－内閣に設置－

目的	水循環に関する施策を“集中的” かつ“総合的” に推進するため。
組織	水循環政策本部長 ： 内閣総理大臣 水循環政策副本部長： 内閣官房長官及び 水循環政策担当大臣 水循環政策本部員 ： すべての国務大臣
事務	✓ 水循環基本計画の案の作成及び実施の推進 ✓ 関係行政機関が水循環基本計画に基づいて実施する施策の総合調整 ✓ 水循環に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整

水循環施策の総合的かつ一体的推進

健全な水循環の維持又は回復

経済社会の健全な発展
国民生活の安定向上

新たな水循環基本計画の概要について

水循環基本計画の変更について

- 水循環基本計画は、水循環基本法（以下「法」）に基づき、水循環施策の総合的・計画的な推進を図るため策定。情勢の変化を勘案等し、おおむね5年ごとに見直し（水循環政策本部で案文を作成し、閣議決定）
 - 近年の水循環に係る情勢の変化
 - 令和6年能登半島地震では上下水道等のインフラが被災し、生活水の確保が課題。これにより、水循環を構成する水インフラの耐震化や地下水の活用等による代替性・多重性の確保など、平常時からの備えの重要性が顕在化
 - 最適で持続可能な上下水道への再構築が求められている中、令和6年度から水道行政が国土交通省及び環境省に移管。上下水道一体での施設等再編や官民連携による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化の一層の推進が必要
- これら水循環をめぐる情勢の変化等を踏まえ、令和6年8月30日に計画変更（あわせて、水循環政策本部で主要施策の工程表を策定）

新たな水循環基本計画において「重点的に取り組む主な内容」

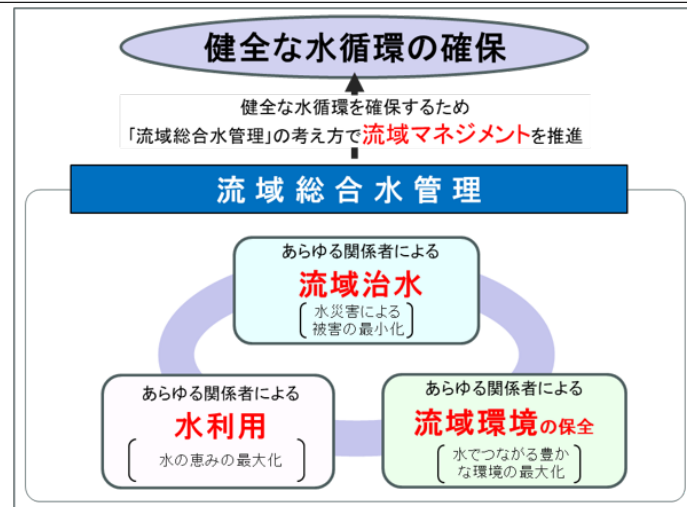
今後おおむね5年間は、主に以下の取組に重点を置いて取組を推進

- 代替性・多重性等による**安定した水供給の確保**
 - 水インフラの耐震化、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
 - 非常時における地下水等の代替水源としての有効活用
 - 災害対応上有効と認められる新技術の活用推進
- 施設等再編や官民連携による上下水道一体での**最適で持続可能な上下水道への再構築**
 - 地域の実情を踏まえた広域化や分散型システムの検討
 - 上下水道一体のウォーターPPPを始めとした官民連携やDX導入等による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化を推進
- 2050年カーボンニュートラル等に向けた**地球温暖化対策の推進**
 - 流域一体でのカーボンニュートラルに向けた取組の推進
 - 官民連携による水力発電の最大化、上下水道施設等施設配置の最適化による省エネルギー化
 - 渇水対策や治水対策などの適応策の推進
- 健全な水循環に向けた**流域総合水管理の展開**
 - あらゆる関係者による、AIやデジタル技術などを活用した流域総合水管理を、各流域の特性を踏まえつつ、全国へ展開
 - 地方公共団体等における流域総合水管理を踏まえた流域水循環計画策定の推進

このほか、教育・人材育成、普及啓発、技術開発、国際連携・協力などにも注力

計画変更の実績等

- 平成27年7月10日（策定）
 - 令和2年6月16日（変更）
 - 令和4年6月21日（一部変更※）
 - **令和6年8月30日（変更）**
- ※ 令和3年の法改正（「地下水の適正な保全及び利用」を追加）を踏まえた一部変更



「流域総合水管理」の考え方（イメージ）